

第 5 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成29年5月17日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次
11 横山 昂生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次・19 佐野 すま子
21 坂野 大徹・24 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 2 太田 義政・4 田村 明

事 項

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第 4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理取消願について
報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第 6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第 7号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(賃貸借権)
議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第 8号 非農地証明願について
議案第 9号 買受適格証明願(公売)について
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定

について<別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>第5回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は0名で、出席委員は14名です。 それでは、議事録署名者の方を私のほうから指名させていただきます。 2番 太田義政委員、4番 田村 明委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>大変失礼ですけれども、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。 議案書の1ページ、2ページをお願いします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から16で、2ページの下でございますが、合計件数は16件、合計面積は3万6,212㎡、このうち田が3万3,958㎡、畑が2,254㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから8ページをお願いします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から15で、8ページになりますが、件数は合計で15件、合計面積は8万1,894.30㎡で、その内訳は田が7万270㎡、畑が1万1,624.3㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地や山林になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 9ページをお願いします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、貸駐車場用地の1件で、合計面積は449㎡、このうち田が228㎡、畑が221㎡でございます。 10ページをお願いします。 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理取消願についてでございます。 番号1で、平成27年4月24日に、転用目的 共同住宅用地で受理した案件ですが、売買に変更するための取消でございます。 合計面積は487㎡、このうち田が82㎡、畑が405㎡でございます。 11ページをお願いします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、一般個人住宅用地、番号2、太陽光発電施設用地、番号3及び番号</p>

4、分譲住宅用地、番号5、集合住宅用地、番号6、駐車場用地、番号7、住宅及び駐車場用地、番号8、太陽光発電施設用地、番号9、駐車場及び資材置場用地でございます。

以上、件数は9件で、合計面積は6,767㎡、この内訳は田が3,487㎡、畑が3,280㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、太陽光発電施設用地の1件で、面積は畑で528㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地は田で152㎡、取得年月日は昭和38年4月4日でございます。

この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 藤水、受人 _____、面積1万7,970.12㎡、渡人 _____、面積6,144.3㎡、申請地 藤方中八木田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積217㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、渡人に要望して申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、面積1万561㎡、渡人 _____、面積883㎡、申請地 高茶屋小森町野田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積401㎡ 外1筆、合計面積883㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人からの要望を受け申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 大里、受人 _____、面積5,038㎡、渡人 _____、面積10万7,695㎡、申請地 大里山室町天王前 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積377㎡。

これにつきましては、事由欄は、自作地相互の交換となっておりますが、これは、渡人が所有する自作地と、受人が所有する農業用倉庫用地を交換するものです。ご訂正いただきますようお願いします。

以上、件数は3件、合計面積は1,477㎡、このうち田が1,260㎡、畑が217㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。この件については、地元推進委員から問題ないというご報告を受けておりますので、事務局の説明どおり問題ないと思います。
続いて、2番の高茶屋、地元推進委員のほうから問題ないということで報告を受けております。したがって、事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号3番。

坂倉委員 3番、坂倉です。5月10日の日に地元推進委員と現地確認しまして、特に問題ないということです。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 雲出、借人（株） _____ 代表取締役 _____、面積17万4,942㎡、貸人 _____、面積3,316㎡、申請地 雲出伊倉津町久保 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積637㎡ 外2筆、合計面積1,707㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人と10年間の賃貸借権を設定して申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

件数はこの1件で、この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 1番、太田です。地元推進委員が現場を確認していただいております。周辺で農地を借受け、耕作することを推進されている方であることから、問題ないということでよろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、この件についていかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里窪田町明星垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 道路、面積294㎡のうち45㎡。

これにつきましては、平成4年8月から申請地を自宅への進入路として利用しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安西、申請者 _____、申請地 芸濃町萩野大屋垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積122㎡。

これにつきましては、申請地を隣接宅地の庭用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町安濃兎谷 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積552㎡ 外1筆、合計面積1,103㎡。

これにつきましては、申請地に植林しようとするものですが、申請直前に植林されており、始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は田で1,270㎡でございます。

これら案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとう。事務局の説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。5月10日の日に地元推進委員と現地を確認しました。事務局の説明どおり、特に問題はございません。

議 長 ありがとうございます。番号2番。

石井委員 9番、石井です。地元推進委員も問題ないということですし、事務局の言うとおりで何も問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとう。番号3番。

浅生委員 12番、浅生です。会長とともに、地元推進委員と検討した結果、別に問題なしということで、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 神戸、受人（株）_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 野田林垣内_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 104㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 社会福祉法人 _____ 理事 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森上野町野田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積974㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を職員用駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町竹縄_____、台帳地目・現況地目とも田、面積836㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人（株）_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積21㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものですが、20年ほど前に所有者が埋め立てしており、顛末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 河内、受人 _____（賃借人 _____）、渡人 _____、申請地 芸濃町河内落合_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積284㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とし、建築業である貸人に賃貸するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 長野、受人 _____ (株) 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野森戸ヶ谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積429㎡ 外1筆、合計面積452㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。一体利用地を含むパネル設置面積は473.86㎡、全体面積1,097㎡の43.19%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は2,671㎡、このうち田が1,935㎡、畑が736㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。5月10日の日に、地元推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明どおり、特に問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号2番。

太田委員 1番の太田です。地元推進委員と10日の日に現地確認をさせていただきました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議長 番号3番。

太田委員 1番、太田です。同じく10日の日に地元推進委員と現地を確認いたしました。問題ないというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長 番号4番。

太田委員 1番、太田です。この件も地元推進委員と10日の日に確認いたしました。事務局の説明どおり問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとう。番号5番。

川口委員 芸濃、10番の川口です。10日の日に地元推進委員と一緒に現場確認させていただきました。説明どおり別に問題ないということでございました。よろしく。

議長 ありがとうございます。番号6番。

横山委員 11番、横山です。5月10日に支所職員と地元推進委員と現地確認を行いました結果、問題ないということで、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借人 _____（株）代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町影重浜新田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積326㎡のうち219㎡ 外2筆、合計面積450㎡。

これにつきましては、一時転用で、借人は、貸人との間に本年12月31日までの賃貸借権を設定し、申請地を _____ 工事の仮設ヤード及び現場事務所用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

これは私の担当地区ですが、今、事務局の説明があつたとおり、地元推進委員も問題なしということでありましたので、何ら問題はございません。

皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 上野、借人 _____、貸人 _____、申請地 河芸町久知野橋爪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積99㎡。

これにつきましては、本年2月16日に許可した案件ですが、事業計画が中止になったため、取消願が提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	<p>ありがとうございます。 これも私の担当地区で、事務局の説明のあったとおりでございます。 別に何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。 皆さんはいかがですか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第6号については承認することに決定いたします。 次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>20ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町明星垣内_____、台帳地目 田、現況地目 道路、面積294㎡のうち43㎡。 これにつきましては、30年間の使用貸借権を設定し、申請地を進入路とするものですが、平成4年8月から既にこの目的で利用しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとう。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。</p>
坂倉委員	<p>3番、坂倉です。5月10日の日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。事務局の説明どおり、別に問題はございません。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については許可することに決定いたします。 次に、議案第8号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>21ページをお願いいたします。 議案第8号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 神戸、願出者 _____、申請地 神戸北浦_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積34㎡。 これにつきましては、提出されております平成4年10月28日国土地理院</p>

撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に宅地となっていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 橋南、願出者 _____、申請地 大字岩田篠田 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積3.30㎡。

これにつきましては、提出されております昭和57年10月27日国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、このとき既に荒廃地となっていることが確認できます。

このことから、申請地は耕作放棄後20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は田で37.3㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番、前川です。5月10日の日に地元推進委員と現地確認いたしまして、事務局の説明どおり特に問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。番号2番。

太田委員 2番、太田です。10日の日に事務局と現地確認をしました。これは公道、線路、排水路に囲まれた場所であり、現状からして、荒廃してしまったということをやむを得ないかなと思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第8号については証明することに決定いたします。

次に、議案第9号 買受適格証明願（公売）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第9号 買受適格証明願（公売）についてでございます。

番号1、地区 村主、公売対象農地 安濃町今徳北出 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積928㎡、願出人 社会福祉法人 _____ 理事 _____。

落札した際には、_____とするもので、農地法第3条の許可申請が添付さ

れております。

なお、本許可申請につきましては、農地法第3条第2項ただし書きの「不許可の例外」に該当することから、許可相当と考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

平井委員 13番、平井です。5月10日の日に地元推進委員ともども現地確認を行いました。場所につきましては、ちょうどこの_____の土地に隣接しております。事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第9号については証明することに決定いたします。

次に、別冊でお配りしました議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で2万2,780㎡、畑の賃貸借で885㎡、契約件数は17件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で2,730㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2万6,138㎡、畑の賃貸借で1,124㎡、契約件数は8件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で4,064.07㎡、契約件数は2件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借、所有権移転で5,287㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて6万999.07㎡、畑の集積が、賃貸借で2,009㎡、合計契約件数は30件、合計面積は6万3,008.07㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区で8件、安濃地区7件、芸濃地区1件で合計16件、合計面積は3万6,415.07㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の

利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご質疑をお願いします。
まず、整理番号14についてです。_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 皆さん、この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号84についてです。_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 皆さん、この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号17外27件の_____に関する分についてです。_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議長 この28件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、議案第10号については、全て適正であることを認め、市長に進達することにいたします。
以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上で、第5回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第5回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年5月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____